

【利用者上限負担額】

所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

【所得を判断する世帯の範囲】

- ・ 18歳以上の障害者
障害のある方とその配偶者
- ・ 障害児
保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	世帯の収入の状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

例えば・・・

【上限負担額4,600円の場合】

- ・ 行動援護を月に10時間利用した。
 $398円 \times 10時間 = 3,980円$
- ・ 放課後等デイサービスを月に10日間利用した。
 $620円 \times 10日間 = 6,200円$

合計：10,180円

こんな時でも・・・

上限額適用あり

のサービスのみが対象となります。
(2～4ページをご確認下さい)

ご利用者の支払額は、受給者証に示されている4,600円までとなります。

※詳しくは市町の福祉課にお尋ね下さい。